

地上デジタル放送推進総合対策

(改訂版)

平成20年7月24日策定

平成21年1月23日改訂

総務省

テレビは、国民生活に深く浸透した情報基盤です。

そのテレビ放送が、従来の「アナログ放送」という方式から、付加価値の高いサービスが実現できる「デジタル放送」という方式に変わります。

国民の皆様に最も広くご視聴いただいている地上テレビ放送も、平成23年7月24日を目標にデジタル放送への切り替えを進め、最終的には「アナログ放送」を終了する予定です。

「地上デジタル放送」は、平成15年12月に三大都市圏で開始され、平成18年12月には全都道府県で開始されました。

地上テレビ放送がデジタル放送に変わると、

- ・大画面テレビでもきれいな画像を楽しめる
- ・データ放送でいつでも天気予報などのリアルタイムな情報を見ることができる
- ・携帯端末で「ワンセグ」放送を視聴できるなど、移動中でもきれいな放送を見ることができる

など、国民一人一人にとって大きなメリットがあります。

また、地上テレビ放送をデジタル化することにより、周波数の有効利用が可能となります。例えば、空いた周波数を用いれば、

- ・携帯電話がつながりやすくなる、
 - ・高度道路交通システム（ITS）の高度化が可能となり交通事故が減少する、
 - ・警察・消防等の無線通信をブロードバンド化することができるので犯罪・災害等の被害が減少する、
 - ・移動体向けマルチメディア放送が可能となり、新たに多様なサービスが提供される
- など、多大な効果が期待されます。

他方、地上テレビ放送のデジタル放送への変更が完了し、従来のアナログ放送が終了されると、

- ・アナログ放送を視聴する機器・施設では、地上テレビ放送が視聴できなくなる
- ・デジタル放送の電波が届かない地域が生じた場合、そこでは、地上テレビ放送が受信できなくなる

などの課題があります。

総務省は、すべての視聴者の皆様に、地上テレビ放送を引き続きご視聴いただくため、必要な方策を総合的に検討して参りました。

平成16年に情報通信審議会に対し、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に関する諮問を行い、平成20年6月、第5次中間答申としてご提言をいただきました。この答申を踏まえて、総務省では、「できること」ではなく「尽くすべきこと」を覚悟を決めて断行するため、今後実施すべき施策を別紙のとおり整理しました。

まずは、平成23年7月24日には、アナログ放送が終了し、デジタル放送に完全移行することを、すべての国民にご理解いただくために、テレビ放送を通じ、あるいは全国各地域におけるきめ細かな説明会の開催により、さらには必要に応じ相談員が各ご家庭を訪問するなどにより、ご説明を尽くしてまいります。地上放送のデジタル化のために、何が必要か、どこに相談したら良いか等、必要な情報のご提供、ご相談など、万全の取組を行います。

次に、山間地などの地形的条件や高層建築物等が原因で、デジタル放送を受信できない地域があれば、共同受信施設のデジタル化改修や新規整備を促進します。

さらに、放送事業者のデジタル中継局整備を促進し、デジタル放送が全国各地域に送り届けられるよう、視聴可能地域の拡大に努めます。

総務省は、施策の実施のために必要な経費については、平成21年度予算案に計上するとともに、平成22年度以降の予算についても措置できるよう予算要求を行う予定です。

同時に、平成23年7月に、すべての国民の皆様が、地上放送のデジタル化への対応を完了し、引き続き、テレビを視聴することができるよう、多くの関係者と連携・協力して、この総合対策を全力で実施していきます。

例えば、放送事業者には、デジタル中継局整備などアナログカバーエリアへのデジタル放送の確実な普及、放送によるお知らせ活動の強化に取り組むことを期待します。メーカーには、低廉なデジタルチューナーの実現に取り組むことを期待します。販売店には、アンテナ設置の必要性等消費者への丁寧な説明に取り組むことを期待します。

地上デジタル放送をご視聴いただける環境が整っても、視聴者の皆様ご自身で地上デジタル放送に対応した受信機をご用意いただき、場合によってはアンテナの取替えなどを行っていただかなければ実際にご視聴いただくことはできません。

地上テレビ放送のデジタル化は、国民生活に密接に関連するものであり、国民の皆様のご理解がなくては実現できません。皆様のご協力をお願い申し上げます。

地上デジタル放送推進のために総務省において取り組む施策

I. 国民に地上デジタル放送についてご理解いただくための取組	1
1. 必要な情報の徹底した提供	1
(1) 放送を活用した周知の徹底等	
(2) 地方公共団体等との連携	
(3) アナログ受信機の誤購入防止等	
(4) 国民運動の展開	
2. 悪質商法対策	1
3. 相談体制の充実・強化	2
II. 受信側の取組	2
1. 受信機の普及	2
(1) 簡易なチューナーの開発・流通の促進	
(2) 使いやすい機器の普及促進	
(3) 経済的に困窮している方への支援	
(4) 高齢者・障がい者等への働きかけ、サポート	
2. 共聴施設の整備促進	2
(1) 辺地共聴施設のデジタル改修促進	
(2) 受信障害対策共聴施設の改修促進	
(3) 集合住宅共聴施設の改修促進	
3. 公共施設における地上放送のデジタル化への対応	4
III. 送信側の取組	4
1. デジタル中継局の整備	4
(1) 中継局整備の促進	
(2) デジタル難視聴対策	
2. デジタル混信への対策	4
3. ケーブルテレビ等の活用	4
(1) ケーブルテレビ	
(2) I P再送信	
4. 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策	5
IV. アナログ放送終了等にあたっての取組	5
1. アナログ放送終了のための放送対応手順	5
(1) アナログ放送終了計画	
(2) アナログ放送終了のリハーサル	
2. アナログ放送終了のための体制整備	5
(1) 地域レベルで関係者が連携する推進体制	
(2) 廃棄・リサイクル	
(3) 政府をあげた推進体制の検討	
3. アナログ停波後のチャンネル切替	6

I. 国民に地上デジタル放送についてご理解いただくための取組

1. 必要な情報の徹底した提供

アナログ放送をご覧になっている方が地上放送のデジタル化への対応をしていただくための端緒となるよう、きめ細かな周知情報がアナログ放送をご覧になっている世帯に繰り返し届くような取組を徹底する。特に、お年寄り等、情報が届きにくい方々にも確実に情報が届くよう、十分な配慮をする。

(1) 放送を活用した周知の徹底等

アナログテレビの視聴者が、放送を通じ、今ご覧いただいている放送が終了することをご理解いただけるような取組を強化するよう、放送事業者に働きかける。

「アナログロゴマーク」、「アナログ放送終了告知スーパー」、「アナログ放送終了のお知らせ画面」等の取組を強化するよう、放送事業者に働きかける。

放送以外の様々なメディアを通じてあらゆる機会を捉えた周知にも取り組む。

(2) 地方公共団体等との連携

高齢者だけの世帯等、情報が届きにくいと考えられる世帯を含め、国が、地方公共団体、自治会、民生委員等その地域に密着した方々の協力を得ながら、すべての国民に受信形態に対応した正確な情報が届くよう、取り組む。

(3) アナログ受信機の誤購入防止等

アナログテレビをデジタル放送が受信できる機器と誤解して購入しないよう、アナログテレビのメーカーや販売店において、注意を喚起する大型シールを貼付するよう引き続き働きかける。

地元電器店等の販売店の協力により、説明資料の配布等にも取り組む。

(4) 国民運動の展開

地上放送のデジタル化を国民にご理解いただくための活動を国民運動として盛り上げていくことができるよう、「地上デジタル放送国民運動推進本部」（本部長：総務大臣）を中心に関係者が連携して取り組む。また、国民運動の一層の具体化を図るために、同本部の下に、「デジタル・サポート推進部会」を設置する。

2. 悪質商法対策

早急に、関係省庁間の連絡体制を強化し、悪質商法等による被害が発生した際には、その情報を速やかに共有し、報道機関にも提供できる仕組みを構築する。

P I O—N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）等を活用し、悪質商法等に関する情報を収集・共有し、関係省庁が連携して対策を講じる。

ホームページ、説明会等を通じた注意喚起を行い、実際に事例が発生した場合は、関係機関と連携して、再発防止等に努める。

3. 相談体制の充実・強化

すべての国民に地上放送のデジタル化に対応していただけるよう、地域に密着した調査・相談対応・支援等を丁寧に行うために、「テレビ受信者支援センター」を平成20年10月に、全国で11か所設置したところであり、平成21年2月に全都道府県に拡充する。さらに、平成21年4月以降、本支援センターの活動内容を強化し、全国できめ細やかな説明会を行うとともに、独居のお年寄り等への戸別訪問等を行う。

地上デジタル放送に関する相談内容について、集約・分析を行い、有効活用を図る。

II. 受信側の取組

1. 受信機の普及

(1) 簡易なチューナーの開発・流通の促進

アナログ受信機を使い続けることを望む国民のニーズに対応するため、現在広く普及しているアナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に（例：5千円以下の簡易なチューナー等が平成21年夏までに）市場に出回るよう取り組む。

(2) 使いやすい機器の普及促進

デジタル放送の視聴者の裾野を広げていくため、デジタル放送を視聴するための機器に付属するリモコンについて、高齢者等にも使いやすい簡易な製品の開発やその普及推進、視聴者への周知啓発等が図られるよう、引き続き関係メーカー等に働きかける。

(3) 経済的に困窮している方への支援

平成21年度から平成23年度にかけて、NHK受信料全額免除世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を行う。

(4) 高齢者・障がい者等への働きかけ、サポート

高齢者や障がい者等、特別にサポートが必要な世帯に十分な情報が届くよう、町内会・自治会等や福祉施設の場を活用して、きめ細かく受信説明会を開催するとともに、個別に販売店や工事業者の紹介等を行うことにより、当該世帯が確実に地上放送のデジタル化に対応していただけるよう、サポートを行う。

特に、要介護世帯や高齢者のみの世帯等であって、地域での説明会に参加できない場合等については、戸別訪問により、地上放送のデジタル化への対応をサポートするとともに、対応状況を把握し、アナログ放送終了の前に、確実に対応を行っていただけるようにする。

2. 共聴施設の整備促進

(1) 辺地共聴施設のデジタル改修促進

約2万施設あるすべての辺地共聴施設の完全改修に向け、NHKが管理する施設の計画的改修に合わせ、自主共聴施設について支援を継続しつつ市町村との連携を強化する等により早期改修を促す。

平成20年12月に策定・公表した辺地共聴施設のデジタル化対応に関するロードマップにより、進捗状況の把握を行い、改修促進に取り組む。

なお、平成21年度予算案では、デジタル難視聴対策のための共聴施設の新設等に対する支援を充実している。

（２）受信障害対策共聴施設の改修促進

①施設改修の働きかけ

関係業界の協力も得て、本年度中に全国の受信障害対策共聴施設の最新情報を取りまとめた管理簿の整備を行う。

大規模施設所有者に対して、受信障害範囲の調査の早期実施、直接受信が可能となる世帯へのお知らせ、受信障害が継続する世帯に対して施設改修等の適切な対応を行うこと等の働きかけを加速する。

②施設管理者等による施設改修の検討の促進

デジタル化未対応の共聴施設の管理者及び視聴世帯に対し工事等の専門家が個別に訪問して説明を行い、デジタル化対応の促進を図る。

関係業界と協力して、共聴施設の標準的な改修方法や経費のめやすを整理し、広く情報提供する。

公共施設等により発生している受信障害については、関係機関において、平成22年12月末までにすべての公共施設等による受信障害へのデジタル化対応が終了することを目標として取り組む。

③施設改修への支援等

施設改修の円滑化を図るため、当事者間の合意形成に至るまでの協議の進め方等を整理するとともに、当事者間の協議が難航した場合の相談対応や支援の在り方等を平成20年度末までに検討する。

施設のデジタル化に向けた当事者間の協議促進等を図るため、総務省テレビ受信者支援センターにおいて、必要な受信調査を実施する。

なお、平成21年度予算案では、デジタル化が進展していない受信障害対策共聴施設について、平成21年度からデジタル化改修を行う際の住民負担が過重とならないようにするための支援措置を講じることとしている。

（３）集合住宅共聴施設の改修促進

①施設改修の働きかけ

関係業界との密接な連携のもと、総務省テレビ受信者支援センターを中心に、マンション管理会社やマンション管理組合等に対し、デジタル化への対応の働きかけを加速する。さらに、総務省テレビ受信者支援センター、総合通信局、関係業界等において、説明会の開催や個別の働きかけを強化する。管理会社等が事実上存在しない小規模の集合共聴施設については、説明会の開催等によりマンション管理組合等とコンタクトを取り個別対応を行う。

また、本年度末までにデジタル化対応に関する情報共有等のための管理簿の整備を図る。

②施設改修への支援

標準的な改修方法や経費のめやすを整理し、広く情報提供することにより、当事者の対応を側面支援する。

3. 公共施設における地上放送のデジタル化への対応

公共施設における地上放送のデジタル化対応については、関係機関において、平成22年12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化が終了することを目標として取り組む。

Ⅲ. 送信側の取組

1. デジタル中継局の整備

(1) 中継局整備の促進

中継局ロードマップに示された中継局が着実に整備されるよう条件不利地域の中継局整備支援を含め、引き続き取り組む。

(2) デジタル難視聴対策

アナログ放送を視聴できているにもかかわらずデジタル放送が難視聴となると推定される世帯（最大35万世帯）について、平成21年8月までに地区別の対策計画（中継局新設、共聴新設等）を策定する。国の支援等により平成23年春までに対策を行い、デジタル難視聴世帯の数の最小化を目指す。

2. デジタル混信への対策

放送事業者とともに、継続的にデジタル混信の発生状況を把握するように努める。平成20年度末までに開局した中継局に係るデジタル混信については、実際に影響のある地区や世帯の見極めを平成21年8月までに完了する。

既に混信による受信障害の発生が確認されている地域については、障害の状況、対策内容、実施時期、実施主体等を整理した個別問題ごとの「対策計画」を平成21年8月までに策定する。

なお、平成21年度予算案では、混信対策に関する支援措置を拡充し、混信の発生状況に対応した対策手法の選択肢を増やしている。

3. ケーブルテレビ等の活用

(1) ケーブルテレビ

①ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

地上アナログ放送終了までのできるだけ早期に、かつ、遅くとも平成22年12月までにすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル対応を完了するよう、引き続きそのデジタル化を推進する。

②地上デジタル放送のみの再送信サービス等の導入の推進

地上デジタル放送のみの再送信サービスの早期導入に向け、ケーブルテレビ業界に視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等の検討を働きかけているところであり、引き続き同サービスの導入を推進する。

また、地上デジタル放送のアナログ変換による再送信サービスの暫定的導入について、ケーブルテレビ業界に条件整備に向けた課題等の整理を働きかけているところであり、その結果を踏まえ、同サービスの暫定的導入について本年夏までに必要な検討を行う。

(2) IP再送信

サービスの技術的改善が行われ、視聴者に利用しやすい条件で、平成22年末までにできるだけ広いサービスエリアで提供されるとともに、実施時期を示したロードマップが公表されるよう、総務省から電気通信役務利用放送事業者に対して働きかけを行っているところであるが、引き続き働きかけを継続する。

4. 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策

デジタル難視聴世帯（最大35万世帯）のうち物理的・費用的に対策が困難な世帯に対し、暫定的（5年間）に放送衛星により地上放送と同様の番組を提供するシステムを構築し、平成21年度内に運用を開始する。国として送信・受信側双方への支援を行う。

暫定的な衛星利用の対象となった地域については将来的に、地上系放送基盤による視聴が可能となるよう取り組む。

IV. アナログ放送終了等にあたっての取組

1. アナログ放送終了のための放送対応手順

(1) アナログ放送終了計画

平成23年7月にアナログ放送を円滑に終了できるよう、視聴者の混乱防止の観点から、

- ・ 地域間で終了時期に差を設けることはしないこと
- ・ 放送終了に向けた取組を段階的に強化すること

を基本とした放送事業者の取組が円滑に実施されるよう環境整備に取り組む。

(2) アナログ放送終了のリハーサル

アナログ放送の終了に伴う課題、対策を確認するため、地域を限定してアナログ放送を先行して止めるアナログ放送終了のリハーサルを平成21年度及び平成22年度に実施する。

2. アナログ放送終了のための体制整備等

(1) 地域レベルで関係者が連携する推進体制

アナログ放送を円滑に終了するため、総務省、放送事業者、地方自治体、販売店、工事

業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー等の関係者が都道府県単位で連携して対策を講じていくための推進組織を立ち上げ、平成20年度末までに都道府県単位の行動計画を策定する。

（２）廃棄・リサイクル

アナログ放送の終了後も、引き続きアナログテレビが使用できることについて、注意喚起を行う等、関係省庁と連携して、廃棄・リサイクル対策に取り組む。

（３）政府をあげた推進体制

関係省庁連絡会議での取組状況等を踏まえ、アナログ放送の円滑な終了に向けて、政府をあげた推進体制について検討を行う。

３．アナログ停波後のチャンネル切替

中継局毎の切替手順や視聴者への情報提供の方法、実施体制等について検討を行い、「リパックの実施計画（仮称）」を平成20年度末までに策定する。チャンネル切替を実施するために必要な、受信実態の現地調査や地域への情報提供、相談体制の確立、中継局の送信機の切替工事等について、支援を行う。

I. 国民に地上デジタル放送についてご理解いただくための取組					
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要
・放送事業者への働きかけ				→	放送事業者による放送を通じた取組を強化するよう働きかける。
・地方公共団体等との連携				→	地方公共団体、自治会、民生委員等その地域に密着した方々の協力を得ながら、すべての国民に正確な情報が届くよう取り組む。
・誤購入の防止				→	大型シールの貼付を引き続きメーカーや販売店に働きかけるとともに、地元電器店の協力を得て、説明資料の配布等に取り組む。
・国民運動の展開				→	国民運動推進本部を設置。
・悪質商法対策				→	関係省庁間の連絡体制を強化し、悪質商法等の情報を収集・共有し、連携して対策を講じる。
・相談体制の充実	→			→	平成20年10月にテレビ受信者支援センターを11か所設置し、平成21年2月に都道府県単位で設置。 平成21年4月以降、テレビ受信者支援センターの活動内容を大幅に拡充。
II. 受信側の取組					
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要
・簡易なチューナーの開発・流通の促進				→	デジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に(例:平成21年夏までに、5千円以下)市場に出回るよう取り組む。
・受信機購入等の支援				→	NHK受信料全額免除世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を実施。
・高齢者・障がい者等のサポート				→	きめ細かく受信説明会を開催するとともに、要介護世帯や高齢者のみの世帯は戸別訪問を行う。
・辺地共聴施設のデジタル改修促進				→	自主共聴施設について支援を継続。市町村との連携を強化する等により早期改修を促進。
・受信障害対策共聴施設の改修促進			→		住民負担が過重とならないようにするための支援措置を講じるとともに、デジタル化に向けた当事者間の協議促進等を図るため受信調査を実施。
・公共施設のデジタル化への対応			→		関係機関において、平成22年12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化が終了することを目標に取り組む。
III. 送信側の取組					
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要
・中継局整備の促進			→		条件不利地域の中継局整備の支援を継続。
・デジタル難視聴対策				→	対策計画を策定し、デジタル難視聴世帯数を最小化するための支援を実施。
・デジタル混信への対策				→	デジタル混信に対する対策の選択肢を増やし、混信解消のための支援を拡充。
・ケーブルテレビの活用			→		ケーブルテレビ施設のデジタル化を推進。
・衛星利用による難視聴地域対策				→	平成21年度内に衛星の運用を開始。送信側・受信側双方への支援を実施。
IV. アナログ放送終了等にあたっての取組					
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要
・アナログ放送終了のリハーサル			→		アナログ放送終了のリハーサルを平成21年度及び平成22年度に実施。
・政府をあげた推進体制の検討				→	関係省庁連絡会議での取組状況等を踏まえ、政府をあげた推進体制を構築。
・地域単位での関係者の連携体制の整備				→	アナログ放送を円滑に終了するため、関係者が地域単位で連携して対策を講じる体制を構築。
・アナログ停波後のチャンネル切替				→	リパックの実施にあたっての現地調査、送信機の切替工事等の支援を実施。